

質問日	質問	回答
6月22日	候補地の中に絶滅危惧種 1 Aに当たる植物があるが。	本格的な調査は、候補地が決定した後になるが、候補地の絞り込みの評価をする中で対応を考えていきたい。本日は持ち帰らせていただく。 (後日、質問された方に詳細をお伺いしたうえで、県に確認したところ、『レッドリストに掲載されている植物が生息している箇所を開発等行ったとしても罰則等があるわけではない。しかし、希少な植物を保存することも大切なため、そういった案件の際は、専門家と協議の上、対応を検討していただきたい』との回答があった。選定委員に専門家の方がいらっしゃるため、当該案件もお示ししたうえで、対応を検討していくこととしたい。)
6月22日	地域に与える迷惑施設であるが、広報はどのようにしたのか。	選定委員の公募の広報や、選定委員会の会議録をホームページに掲載している。
6月22日	迷惑施設の地元還元策を同時に発表すべき。広域の市町村の面積、ごみの量等が違うのに同じものを順番で作るのか。	地元からの要望等により、集会所が建っているなどするが、現段階では、そういった話ではできない。町としては、より安全な施設を広域組合に要望していく考えている。 市町村のごみの排出量は違うが、協定に基づいて進めさせていただいている。
6月22日	協定というが、今後開発されるであろう眺めの良いところにどんな関係でここを選んだのか。	渋川市の合併により見直しがされ、用地提供順位が見直しされた協定によるもので、意見は持ち帰らせていただき検討。 選定については、群馬県の設置基準により抽出した。
6月22日	また何年か後には、上野原にくるのか。	その時の、この辺の状況や基準の変更などがあるかもしれないので、一概にはお答えできない。
6月22日	施設ができた場合の周辺環境への影響等が質問できないのであれば何をきけばいいのか。	選定されている場所を選定した理由などお答えできる部分について質問いただきたい。
6月22日	エコ小野上と同程度の大きさということだが、埋設量70,000m ³ を埋設する方法はないのでしょうか。	町：15年を想定した中で70,000m ³ で、次期埋設量は今後の計画で示されるが、施設の他土砂置き場管理施設などで敷地面積は25,000m ² で進めさせていただいている。 組合：民間の最終処分場もあるが地域内のごみは地域内で処理するとの原則がある。あるかないかという事につきましては現状ないというふうに答えるしかないと思う。
6月22日	大深度地下空間利用型ならば専有面積が少なくすみ、他の場所でも建設が可能で、コスト面はあるが、情報を隠して選定委員会の選定業務を進めたのは問題ではないか。審議のあり方を操作したとしか思えない。	組合：コスト面を考えなければ技術的には可能な方法はあるかと思う。放射性廃棄物の処理の場合では承知しているが、現実的には難しいと考えている。
6月22日	エコ小野上で汚染物質で建設が行われ逮捕者も出ているという事実、この汚染物質は取り除けたのか。	組合：大同特殊鋼のスラグの問題だと思うが、逮捕者が出た話は認識していない、まだ撤去されていないが、撤去していただくよう協議している。
6月22日	問題が起きた場合、町は広域に丸投げなのか、責任を取るのか。	組合の構成員になっている以上、責任の形態など具体的に示せないが、町としての責任もある。
6月22日	用地は土地収用法の対象として行うのか、事業主体は組合か町か。	組合：土地収用法については詰めていない、事業主体は組合になる。(土地収用法の対象となると思われるので、税務署に確認予定。)

質問日	質問	回答
6月22日	選定の方法の問題で、既存の施設等を動かせば、狭い面積の候補地でも検討はできるのではないかと。	県の規定の基準を基に選んだものになる。
6月22日	R3・7月の委員会で絞り込むことはしないでいただきたい。	次回の委員会で完全に絞り込みをするかどうかの部分も含め、今回のご意見を委員会に伝えさせていただくので、どこまで絞り込むかはお答えできない。
6月22日	このような説明会を他にもしているのか。	やっていない。
6月22日	建設費用はどのくらいになるか。	組合：エコ小野上が約33億円となっている。
6月22日	建設費用はどこが負担するのか。	国庫補助金の他、組合負担（3市町村の負担金）となる。
6月22日	もっと大きな場所で多くの人に対して説明会をすべきでは。	持ち帰り、伝達方法、機会を作っていきたい。 （現時点では実施も含め、詳細については決まっていない）
6月22日	なぜ次の規模や建屋方式が決まっていないのか。	組合：候補地が決まった後に地域の皆さんの意見を聞き、なるべく尊重した施設としたい。今時点では具体的には言えない。
6月22日	施設の方向性を出して意見を聞く方法は取れないか。	組合：広域組合としても対応していきたいと考えている。
6月22日	予算に関しては均等割等を設けて実情に応じて予算を組んでいるのに、なぜ最終処分場だけがこういう順番になっているのか疑問。	疑問にお答えできないが、伝達の方をしていきたい。
6月22日	町づくりの計画の中で地元還元施設も含め計画していくのが筋ではないか。	選定された場所に応じた地元補償の形態を詰め、広域組合と連携して検討していきたい。
6月22日	日頃恩恵がない場所にこういう施設を持ってくる安易な考えにしか思えない。そういった地域であることもわかっていただきたい。	いただいた意見を集約させていただきたい。
6月22日	エコ小野上が満杯になったらどうするのか。	まだ決まっていないが事例を見ると、テニスコート、屋内テニスコートや集会的施設などに使われている。
6月22日	実例を作るためにもエコ小野上の跡地利用を早く決めていただきたい	組合：地元の意見等もあるかと思うので、協議ができればお繋ぎしたい。
7月24日	埋立てゴミは有害か無害か安全なものか回答がない	埋め立てるものは、各家庭から出される一般廃棄物です。その内訳は、燃えるごみを清掃センターで焼却した際に残る「灰」と、不燃ごみを最終的に分別した後に残る「くず等（不燃残渣）」になります。割合は概ね3（灰）：1（不燃残渣）となり、産業廃棄物（コンクリート、がれき類等）は一切入りません。 埋め立てるものが有害か無害かということですが、その性状からしてまったく無害とは言えません。しかし、それらは埋め立てと同時に安定化処理（散水と施設処理）をすることにより、有害成分除去及び含有成分が溶け出さない状態に無害化がされます。それによって環境基準を満たすレベルまで処理がされ、地下水や周辺環境、生活に影響を与えることはありません。 組合では処分場の管理を長期に渡って行っており、管理体制が構築され、分析等も定期的に行い安全性には十分配慮しています。現在の最終処分場も安定して運営を行っており、地域に環境問題等も起きていません。このことから、安全性については問題ないと考えています。

質問日	質問	回答
7月24日	無害化処理について、定期的に中間で科学的証明の公表を求める	埋め立てた灰等については、安定化（無害化）するために散水及び施設処理をします。（オープン型は降雨及び施設処理）また、埋立部より浸出する水は処理の前後で成分分析をします。分析結果については組合ホームページに公表しており、要望があれば配布することも可能です。 なお、エコ小野上処分場に関しましては、住民からの要望により、毎月分析結果を渋川市小野上行政センター経由で配布しています。
7月24日	構想がない、最終処分場の全体像を示してもらいたい コンサルタントの依頼もしていない	処分場の建設に至る過程にはいくつかのパターンがあります。あらかじめ構想を練るものや、関係者の意見を聴取しながら造るものなどいくつかあります。現在、組合では後者をとっており基本構想は作成しておりません。これは建設地の住民、自治体等の意見をなるべく反映できるよう最初から形ありきとしていないものです。 現時点で、コンサルタント委託はしていませんので候補地に合わせた具体的構想を示すことができませんが、被覆型であればかねてより話をしているエコ小野上処分場に近いものとなるため参考にさせていただきたいと考えています。
7月24日	埋立て終了後の計画を示してくれ	現段階では跡地利用についてお示しできませんが、地元の意見なども参考に考えていく予定です。
7月24日	現状の美しい自然環境を絶対に守ってもらいたい	環境調査等を実施、影響の少ない方法としたいと考えております。
7月24日	大規模災害が発生した場合など、処分場を造ることに同意した地元に関わる責任は誰のか	施設建設や造成などを行うのは広域組合になるので、瑕疵等があれば、その責任は業者や発注先の広域組合となりますが、町も組合の構成員になっている以上、責任の形態など具体的にはお示しできませんが、町としての責任もあるものと考えております。
7月24日	地権者の同意があれば地元の意見は反映されないのか 近隣住民側で青写真を作ってはどうか	地域の皆さんの意見を聞き、なるべく尊重した施設としたいと考えております。
7月24日	何処に作るにしてもクローズド型で造ること	町としても、用地が決まらない時点でも、基本的な施設の概要について、広域組合に対して要望を行うこととし、令和3年9月22日付で①施設形態として被覆型、水処理方式として無放流式とし、安全安心な施設とされたい、②より安全・安心を最優先とした施設とされたい、③施設及び周辺整備並びに跡地利用等については、地元自治会等の要望を可能な限り最大限尊重されたい、とする要望を提出しました。 それに対し、令和3年10月19日付で広域組合より回答があり、「1、施設形態として被覆型（クローズド型）、水処理方式として無放流を基本とする」、「2、高度な技術の導入については、新たな技術が開発されている場合は、その導入に努める」、「3、地元自治会等の要望については、要望について尊重する」との回答を頂いているところです。 今後はこの回答も含め、広域組合と連携して取り組んでいく予定です。
7月24日	町としての安全策を示せ（不法盛土による大規模災害の危険）	建設地の造成や施設の建設等は広域組合で法令等を遵守して行われますが、構成市町村の一員として、安全な工事、施設となるよう協力していきたいと考えております。

質問日	質問	回答
7月24日	なぜここに決めたのか 現状の3か所しかできないのか、白紙撤回はできないのか	昨年度より、最終処分場候補地選定委員会を設置し、検討していく中で、群馬県の民間の最終処分場設置の事前協議の立地基準、今回の公共の最終処分場には事前協議を要しないため、立地基準は当てはまりませんが、それらを参考に町内に当てはめ、立地基準を満たし、面積的にも条件を満たした場所が、上野原地区の3か所になります。
7月24日	選定委員はどうやって決めたのか 選定委員に素人が入っている	他の自治体なども参考に、大学教授や各種団体代表者や公募（広報、ホームページにより募集）により住民の方にも委員になっていただいたものです。
7月24日	選定委員会の決定事項は変えられないのか	選定委員会は最終処分場の候補地を選定することが目的ですが、選定結果を受け最終的に広域組合に報告するのは町長となります。
7月24日	広域組合の最終処分場の協定の見直し（人口等不平等）	渋川地区広域圏で最終処分場を設置しているため、渋川市の合併により見直しがされ、用地提供順位が（平成20年2月8日）吉岡町・渋川市・榛東村で処分場の用地選定について協定を締結し、渋川市・吉岡町・渋川市・榛東村の順番となっております。現在、使用中の処分場は渋川市になりますので今回は吉岡町になります。（改定以前は、56年に榛東・小野上・伊香保・赤城・北橋・子持・渋川・吉岡）協定変更については、今回の選定においては難しいですが、広域組合の構成する渋川市、榛東村の意見も聞きながら今後検討していきたいと考えております。
7月24日	埋蔵文化財とは何か、絶対に建設不可なのか	埋蔵文化財は土中に埋まった状態が本来のあるべき姿で、保護の方法としては、そのまま埋めておくことが最善と考えています。ただ、どうしてもその場所を工事等行う必要があり、破壊してしまう場合、記録保存などの発掘調査が必要となると考えられます。
7月24日	マスタープランでは、この場所は緑地保全区域ではないのか	（吉岡町都市計画マスタープラン62頁 ◆地域Ⅰ まちづくり方針図における「自然的環境保全エリア」のことと思われませんが）都市計画マスタープランでは、「自然的環境保全エリア」として位置づけしており、環境の整備方針として「榛名山を背景として美しい自然景観の保全に努める」としております。
7月24日	県道153号線の西側山中にいつの間にか道路が作られている。だれが何のために作ったのか	林道湯出入線につきましては、昭和60年代に当時の吉岡村が林業振興のために林道整備計画を行いました。事業主体は吉岡町で、平成元年頃から工事が行われて平成9年頃に林道湯出入線が完成したものです。
7月24日	栗籠井出線もできないのに処分場なんかとんでもない	林道栗籠井出線に繋がる県道前橋伊香保線までの間の町道につきましては、滝ノ沢川を渡河する方法が決まっていないため、測量調査ができない状況であります。
7月24日	南地区コミュニティセンター北側の「河川区域」が埋め立てられているが、町は許可しているのか。	当該箇所については河川区域はなく、民間の土地となります。現在公表している建設可能区域図における河川区域については現在確認中です。